

平成 30 年度 第 3 回 社会福祉施設・法人選考専門分科会議事要旨

日時：平成 31 年 2 月 20 日（水）13：30～17：30

場所：福祉局船場分室研修室

出席者

委員：石田委員、大仲委員、黒田委員、杉村委員、中川委員、西嶋委員、平田委員
三田委員

1 社会福祉施設・法人選考専門分科会の成立について

社会福祉施設・法人選考専門分科会委員 9 名中 8 名出席しているため、有効に成立している。

2 議事について

【議案 1】会長の選出、会長職務代理者の指名について

- ・平田委員が委員の互選により会長として選出された。
- ・平田会長が西嶋委員を会長職務代理者として指名し、同委員はこれを承諾した。

【議案 2】大阪市社会福祉審議会社会福祉施設・法人選考専門分科会運営基準（別表）の改正について（審査対象の追加：社会福祉充実計画に係る地域公益事業）

〈会長からの補足〉

- ・分科会で審査を行い最終的には大阪市が決定を行うものである。

・結果 可決

【議案3】 既設法人による特別養護老人ホームの創設

法人名：社会福祉法人平成福社会

施設名：(仮称) 平成森之宮苑

所在地：大阪市城東区森之宮二丁目

・ 質疑

〈委員からの主な質問〉

- 1 人材確保策として外国人の受け入れや先行的な既存施設における職員雇用など手立てを講じているか。
- 2 法人として、地域における公益的な活動にどう取り組まれているか？

〈法人からの回答〉

- 1 外国人留学生及び技能実習生を受け入れ、前倒しで職員を雇うなど人材確保策を講じている。
- 2 未使用のスペースを地域の方へ提供している。

〈委員の意見〉

- ・ 理事長の福祉に係る運営理念や法人としての地域における公益的な取組を明確に示されたい。
- ・ 一法人が連続して複数の施設の建設を計画する場合の全体の収支計画が明確に示されていない。
- ・ 改めて資金繰り表により将来の全体像が示される必要がある。

・ 結果 継続審議

【議案4】 既設法人による特別養護老人ホームの創設

法人名：社会福祉法人池田さつき会

施設名：(仮称) ポプラ上新庄

所在地：大阪市東淀川区上新庄三丁目

・質疑

〈委員からの主な質問〉

- 1 大阪市内を特別養護老人ホームの建設場所として選んだ理由は何か。
- 2 介護職員の採用活動をどのよう進めているか。
- 3 事務長に施設長を任せることには問題は無いか。また、施設長の能力に応じた処遇基準を定めているか。
- 4 法人として、地域における公益的な活動にどう取り組まれているか？
- 5 生活保護受給者の受け入れは行っているか。
- 6 非常勤職員に対する考え方は。

〈法人からの回答〉

- 1 大阪市は大阪の中心地であり人材確保をスムーズに行えると考えたためである。
- 2 介護職員として外国人の受け入れ、新卒採用を実施している。
- 3 研修による教育を行っている。
- 4 大阪府社会福祉協議会に参画しサポートの行き届かない方へのサポートを行っている。また、フリースペースをオープンにして地域の方に活用頂いている。
- 5 地域の特性に応じて生活保護受給者の受け入れを行っている。
- 6 非常勤職員を積極的に採用し、常勤職員の手回らないところに配置している。

・結果 適格

議案5 既設法人による特別養護老人ホームの増床

法人名：社会福祉法人はるかぜ福祉会

施設名：やぐるま苑

所在地：大阪市平野区瓜破南二丁目

・質疑

〈委員からの主な質問〉

- 1 認知症に特化したデイサービスは考えなかったのか。
- 2 増床するとのことであるが待機者はどれくらい存在するのか。
- 3 地域にデイサービスがあることに意味があるとも考えられるが、デイサービスを続けることはできないのか。

〈法人からの回答〉

- 1 一般のデイサービス利用者の中で認知症の方にも対応できる態様とした。
- 2 1か月に5名～10名の相談者、3名～5名の退所者が存在する。
- 3 平成27年度の法改正により日常生活総合支援事業の利用者が制限され定員に空きが生じる等、近隣状況を鑑みても、続ける事は困難である。

〈委員の意見〉

- 1 当初予定していたデイサービス部分を安易に特養の増床に変更することを認めることとならないか。

〈事業担当課の回答〉

- 1 今回はやむにやまれぬケースであると思う。

・結果 適格